

# **安芸太田町国民保護計画**

**平成19年3月**

**安芸太田町**



# 目 次

<b>第1編 総 論</b>	1
<b>第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等</b>	1
1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ	1
2 町国民保護計画の構成	1
3 町国民保護計画の見直し、変更手続	2
<b>第2章 国民保護措置に関する基本方針</b>	2
<b>第3章 関係機関の業務の大綱等</b>	7
1 関係機関の業務の大綱	7
2 関係機関の連絡先	7
<b>第4章 町の地理的、社会的特徴</b>	8
<b>第5章 町国民保護計画が対象とする事態</b>	11
1 武力攻撃事態	11
2 緊急対処事態	11
 <b>第2編 平素からの備えや予防</b>	14
<b>第1章 組織・体制の整備等</b>	14
<b>第1 町における組織・体制の整備</b>	14
1 町の各課等における平素の業務	14
2 町職員の収集基準等	19
3 消防機関の体制	20
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	20
<b>第2 関係機関との連携体制の整備</b>	21
1 基本的考え方	21
2 県との連携	22
3 近接市町との連携	22
4 指定公共機関等との連携	22
5 ボランティア団体等に対する支援	23
<b>第3 通信の確保</b>	23
<b>第4 情報収集・提供等の体制整備</b>	24
1 基本的考え方	25
2 警報等の伝達に必要な準備	25
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	26
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	29
<b>第5 研修及び訓練</b>	31
1 研修	31
2 訓練	31

<b>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</b>	32
1 避難に関する基本的事項	32
2 避難実施要領のパターンの作成	33
3 救援に関する基本的事項	33
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	33
5 避難施設の指定への協力	33
6 生活関連等施設の把握等	33
<b>第3章 物資及び資材の備蓄、整備</b>	34
1 町における備蓄	34
2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等	35
<b>第4章 国民保護に関する啓発</b>	36
1 国民保護措置に関する啓発	36
2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	36
<b>第3編 武力攻撃事態等への対処</b>	37
<b>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</b>	37
1 事態認定前における国民保護対策連絡室等の設置及び初動措置	37
2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	39
<b>第2章 町対策本部の設置等</b>	39
1 町対策本部の設置	39
2 通信の確保	44
<b>第3章 関係機関相互の連携</b>	44
1 国・県の対策本部との連携	44
2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等	45
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	45
4 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託	46
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	46
6 町の行う応援等	46
7 ボランティア団体等に対する支援等	47
8 住民への協力要請	47
<b>第4章 警報及び避難の指示等</b>	48
<b>第1 警報の伝達等</b>	48
1 警報の内容の伝達等	48
2 警報の内容の伝達方法	49
3 緊急通報の伝達及び通知	49
<b>第2 避難住民の誘導等</b>	50
1 避難の指示の通知・伝達	50
2 避難実施要領の策定	51
3 避難住民の誘導	52
<b>第5章 救援</b>	57
1 救援の実施	57
2 関係機関との連携	57
3 救援の内容	58

<b>第6章 安否情報の収集・提供</b>	58
1 安否情報の収集	59
2 県に対する報告	62
3 安否情報の照会に対する回答	62
4 日本赤十字社に対する協力	65
<b>第7章 武力攻撃災害への対処</b>	65
<b>第1 武力攻撃災害への対処</b>	65
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	65
2 武力攻撃災害の兆候の通報	66
<b>第2 応急措置等</b>	66
1 退避の指示	66
2 警戒区域の設定	67
3 応急公用負担等	68
4 消防に関する措置等	68
<b>第3 生活関連等施設における災害への対処等</b>	70
1 生活関連等施設の安全確保	70
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	70
<b>第4 NBC攻撃等による災害への対処等</b>	71
1 武力攻撃原子力災害への対処	71
2 NBC攻撃による災害への対処	71
<b>第8章 被災情報の収集及び報告</b>	74
<b>第9章 保健衛生の確保その他の措置</b>	76
1 保健衛生の確保	76
2 廃棄物の処理	77
3 文化財の保護	77
<b>第10章 国民生活の安定に関する措置</b>	78
1 生活関連物資等の価格安定	78
2 避難住民等の生活安定等	78
3 生活基盤等の確保	78
<b>第11章 特殊標章等の交付及び管理</b>	79
<b>第4編 復旧等</b>	81
<b>第1章 応急の復旧</b>	81
1 基本的考え方	81
2 ライフライン施設の応急の復旧	81
<b>第2章 武力攻撃災害の復旧</b>	82
1 基本的考え方	82
<b>第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等</b>	83
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	83
2 損失補償及び損害補償	83
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	83
<b>第5編 緊急対処事態への対処</b>	84
1 緊急対処事態	84
2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	84